

【資料2】 ビジネスと人権条約 選択議定書草案〔概要〕

1 条

締約国は、自国について条約が効力を生じてから 2 年以内に、国内実施機関（a National Implementation Mechanism）を設置し、条約の遵守、監視、実施にあたる。

2 条

締約国は、国内実施機関の設置にあたり、パリ原則を考慮に入れる。

3 条

国内実施機関には、次の役割を持つものとする。

- ・条約の広報
- ・国の権限ある当局への勧告

4 条

国内実施機関は国の当局に必要な情報提供を求めることができる。

5 条

国内実施機関は、デュー・ディリジェンスの実施状況を審査する権限を持つ。

6 条

締約国は、個人通報を受理・審査する国内実施機関の権限を認める。

7 条

国内実施機関の権限は、被害者が他の司法的・非司法的な救済を求めることを排除し、制限するものではない。

8 条

締約国は、条約 9 条(?)に基づき設置される委員会の個人または集団からの通報を受理・検討する権限を認める。

9 条

委員会が通報を不受理とする場合

10 条

委員会による関係国への通報の回付

11 条～ 20 条 （省略）